

第3期日光市農業・農村男女共同参画プラン

～ 一人ひとりが輝くパートナーシップ ～

平成30年3月

日光市

目次

第1章 プランの趣旨

1. プラン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. プランの役割と性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5. めざす姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
6. 関係機関等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 第2期日光市農業・農村男女共同参画プランの成果

1. プランの成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. プランの評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 第3期プラン実現に向けた基本目標と推進体系

1. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. 推進体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第4章 プランの内容

- 基本目標1 男女共同参画意識と行動の変革・・・・・・・・・・ 8
- 基本目標2 男女が共に輝く農村社会の形成・・・・・・・・・・ 11
- 基本目標3 農業・農村における女性の活躍推進・・・・・・・・ 14

第5章 プランの推進と進行管理

1. プランの推進と進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第1章 プランの趣旨

1. プラン策定の趣旨

平成11年に「男女共同参画社会基本法」「食料・農業・農村基本法」が施行され、農山漁村における男女共同参画施策として女性の社会参画の促進、経営参画の促進、女性が住みやすく活動しやすい環境づくりが、国によって推進されてきました。

また、栃木県においても平成28年に「第四期 とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」が策定され、あらゆる場面で男女が共に能力を発揮し、生き活きと輝くことができる農業・農村の男女共同参画社会の形成をより一層進めることとしています。

日光市では、平成20年3月に「日光市農業・農村男女共同参画ビジョン」を策定し、女と男が共に輝き豊かで活力ある地域をめざして、様々な施策に取り組んできました。豊かで活力のある開かれた農業・農村を実現するためには、男性も女性もすべての個人がその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、農業及び農村の担い手として、その個性と能力を十分に発揮できる環境条件を整えていくことが必要です。特に女性は農業・農村の担い手にとどまらず、方針決定の場等へ参画していくことが極めて重要です。

一方で、農業・農村における男女間の固定的な性別役割分担意識の払拭や慣習の見直し、女性のさらなる地位向上や男性の意識改革等が課題となっています。

このような状況を踏まえ、これまでの取り組みのさらなる推進と新たな課題に対応していくため、第3期プランを策定します。

2. プランの役割と性格

このプランは、本市の農業・農村における男女共同参画の基本指針として施策の基本的な方向を明らかにするものであり、平成28年3月に栃木県において策定された「第四期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」及び平成28年3月に策定した「男女共同参画プラン日光 第2期計画」と連携するものです。また、行政、関係農業団体、農業者等が一体となり、各々が主体的に取り組むための活動方針とします。

3. 推進期間

このプランは、平成30年度から平成34年度の5年間を推進期間とします。

4. 基本理念

男性も女性も農業・農村のあらゆる分野に共に参画できるよう、男女共同参画基本法および男女共同参画プラン日光 第2期計画に基づき、7つの基本理念を定めます。

7つの基本理念

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による不平等をなくし、「男」、「女」である以前にひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきます。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

性別役割分担意識にとらわれず、男女が、様々な活動ができるよう、社会制度や慣行のあり方を考えていきます。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにします。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女は共に家庭の構成員であり、お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができるようにします。

5 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことが大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきます。

6 男女の人権の尊重を基本とする教育の実施

地域はじめとするあらゆる分野の教育を、男女の人権の尊重を基本として行います。

7 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの身体的特徴や性についての理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営めるようにします。

5. めざす姿

日光市では行政、農業団体、農業者が一体となり、次のようにめざす姿として掲げ、その実現に向けた取り組みを、総合的かつ計画的に推進していきます。

「一人ひとりが輝くパートナーシップ」

6. 関係機関等の役割

このプランの推進にあたり、関係機関等との連携を図るとともに、積極的に情報の提供を行います。

農業者・農村女性組織・農業者組織

- ・ 農業経営・農家生活におけるパートナーシップの実践
- ・ 男女共同参画意識の啓発と実践
- ・ 地域や組織活動への主体的参画
- ・ 活動のネットワーク化

上都賀農業協同組合

- ・ 女性組織活動の促進
- ・ 運営、方針決定の場への女性の参画促進
- ・ 各生産部会等の男女共同参画意識の啓発

日光市

- ・ プランの着実な推進
- ・ 女性農業者に対する認定農業者取得の勧奨

日光市農業委員会

- ・ 家族経営協定の締結推進
- ・ 女性農業委員の登用促進

日光市農業公社

- ・ 消費者との交流促進
- ・ 認定農業者支援

第2章

第2期日光市農業・農村男女共同参画プランの成果

1. プランの成果

平成25年度から平成29年度を推進期間とする「日光市農業・農村男女共同参画プラン」の推進目標に対する実績は、次のとおりです。

指標項目	平成24年度 実績	平成29年度 実績	平成29年度 目標	備考
家族経営協定の締結数	123戸	129戸	131戸	目標毎年2組
女性の認定農業者数	15人	12人	20人	共同申請によるものも含む
女性農業士の認定数	7人	6人	9人	栃木県知事が認定 県内100名 認定済
女性の農業委員数 (農業委員に占める女性の割合)	4人 (14%)	4人 (14%)	6人 (25%)	議会推薦と地域からの選挙によるもの
農業協同組合の方針決定の場への参画				農業協同組合の方針決定の場への女性総代、理事の登用推進のため、正組合員数を増やす
正組合員数	3,484人	3,368人	女性の割合 20%	
うち女性	540人	566人		
女性の割合	15.5%	16.8%		
女性起業数				直売組合等や個人起業で代表者が女性の数
グループ起業数	10グループ	4グループ	15グループ	
個人起業数	41人	34人	56人	
農業分野における審議会等委員の女性の占める割合	21.3%	21.7%	35%	日光市農業振興地域整備促進協議会 6人/17人中 日光市農業再生協議会 4人/29人中
農業・農村男女共同参画事業講演会の参加者のうち男性の割合	46.5%	59.6%	50%	実績値は28年度

2. プラン評価

目標を掲げた指標項目のうち、目標を達成できた項目はありませんでした。特に女性起業数については、グループ起業数がプラン策定年度の40%に、個人起業数が82%に減少してしまいました。また、女性農業士、女性認定農業者も減少傾向にあります。その他、農業協同組合の方針決定の場への参画の割合や審議会等委員の女性の割合については若干の上昇傾向にあります。

農業者の減少や高齢化が進む中で、女性が方針決定の場等に参画することによって農業・農村のあらゆる分野で皆が生き活きと活躍できる農村社会の形成と環境整備が推進されていると考えられます。

一方で、未だに固定的な性別役割分担意識や昔ながらの慣例を払拭できず、家庭や地域での男女共同参画意識は根強く残っていることも、目標を達成できない要因の一つとして考えられます。

このことから、農業・農村における男女共同参画を推進していくためには、男女が自らの意思に基づき、一人ひとりの個性と能力を発揮し、人間的な温かみと豊かな人間性を保てる環境を引き続き整えていくことが今後も重要です。

第3章 第3期プラン実現に向けた基本目標と推進体系

1. 基本目標

このプランで目指す「一人ひとりが輝くパートナーシップ」のため、行政、農業団体、農業者が一体となって取り組み、各分野における施策が推進できるよう、先にあげた7つの基本理念を踏まえ、次の3つを基本目標とします。

1 男女共同参画意識と行動の変革

農村地域に残る性別役割分担意識に基づく習慣等が見直され、男性と女性が農村社会のあらゆる分野において対等に参画できるための環境づくりや、地域の男女共同参画意識の向上のための様々な働きかけを行います。

2 男女が共に輝く農村社会の形成

家族で農業を営むうえで、男性も女性も一人ひとりの個性と能力を活かし、互いに認め合い、協力できる環境を整えます。

3 農業・農村における女性の活躍推進

女性が自ら意欲的に農業経営に取り組み、農業経営者としての立場を確立し、能力を発揮するための支援を行います。

2. 推進体系

日光市の第3期プランの推進体系は、次のとおりとします。

基本目標	推進方策	具体的な方策
1 男女共同参画意識と行動の変革	ワークライフバランス※1の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族経営協定締結※2の推進 ・ 農村地域社会の習慣やしきたりの見直し
	男女共同参画推進体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性農業士の推進 ・ 農業・農村の男女共同参画に関する研修会
2 男女が共に輝く農村社会の形成	農村女性のエンパワーメント※3促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会等に占める女性の割合の向上 ・ 農業委員に占める女性の割合の向上 ・ 農業協同組合に占める女性の割合の向上
	男女が共に農業経営に能力を発揮できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性や後継者の共同申請による認定農業者制度※4の推進
3 農業・農村における女性の活躍推進	輝く女性農業者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業技術や経営に関する研修会への積極的な参加促進 ・ 次世代の女性農業者の育成・支援
	活躍する女性農業者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ活動による女性農業者のスキルアップ ・ 女性起業者のネットワークづくり

【用語の解説】

※1 ワークライフバランス

仕事と生活の調和

※2 家族経営協定

農業経営の方針や暮らしの将来ビジョンについて、就業条件の整備や労働に見合った適正な収益配分や家庭生活のルールづくりなどが行われるように家族で話し合い、文書化することをいい、その協定を互いに守ろうとするものです。

※3 エンパワーメント

女性が政治・経済・社会・家庭等のあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できるよう能力をつけ、パワーアップしようとする概念のこと。

※4 認定農業者制度

農業者が経営改善に関する5年後の目標とその達成に向けた方策（農業経営改善計画認定申請書）を市へ提出し認定を受ける制度。認定されると経営達成に向けての税制上の優遇措置や有利な条件での融資等の支援が受けられます。また、家族経営協定を結ぶことにより、女性農業者や後継者が農業経営者と共同で農業経営改善計画の申請ができ、認定農業者として認められます。

第4章 プランの内容

基本目標1 男女共同参画意識と行動の変革

農業・農村における男女共同参画の実現のため、男性と女性が家庭や地域の中で互いを尊重し、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できるよう、意識の向上と促進が必要です。

また、固定的な性別役割分担意識の是正や地域社会の慣習やしきたりを見直し、男性と女性が共に生活・農業経営・農村社会において方針決定の場に参画できる環境づくりを推進し、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の確立した生活の営みを目指すことも重要です。

【現状と課題】

「女性は経営上、経営主の（対等な）パートナーであることが望ましい」という回答が男女とも多く見られます（図1）。また女性の農業経営への関与がある場合、収益力が向上する傾向もみられます（図2）。

しかし、家庭や地域の中での性別役割分担意識や慣行はいまだ根強く残り、女性が男性と同様に自らの能力を発揮できる場は限られています（図3）。性別役割分担意識にとらわれず、女性が参画しやすい環境をつくっていくことが引き続き重要です。

また、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現した社会をめざし、普及啓発を行うことも大切です。

【推進方策と主な取り組み】

○ 男女共同参画推進体制の充実強化

- ・ 固定的な性別役割分担意識を是正するため、シンポジウム、講演会の開催および広報活動を推進します。
- ・ 地域リーダーの活動をとおり、男女共同参画意識の啓発を促進します。
- ・ 関係機関や団体の連携による男女共同参画の推進体制の充実を図ります。

○ ワークライフバランスの推進

- ・ 農村地域社会での性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習、しきたりの見直しを促進します。
- ・ 仕事と生活の調和の実現に向け、普及啓発に取り組みます。
- ・ 家族経営協定の新たな締結やすでに締結している内容の見直しを行います。

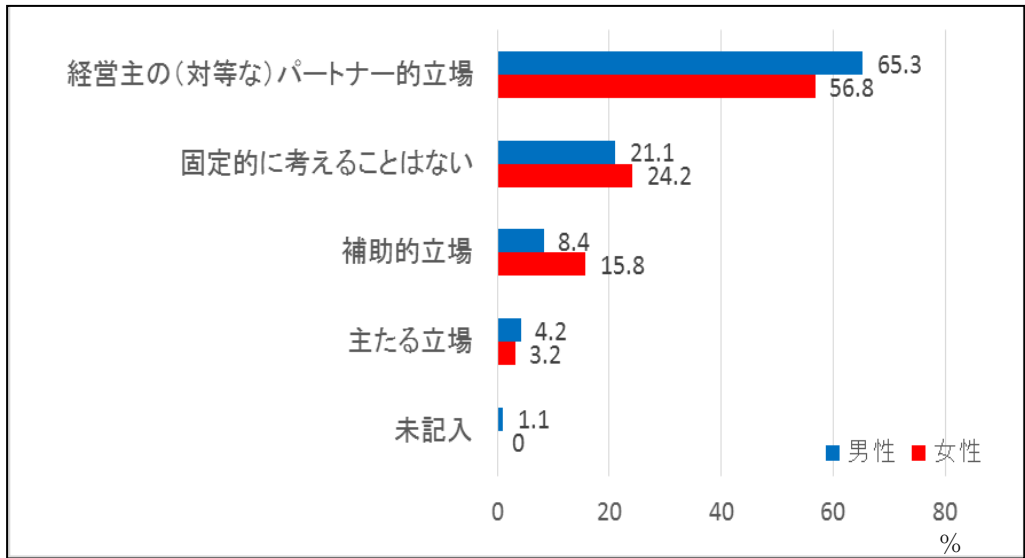


図1 農業経営上女性はどのような立場が望ましいと考えるか

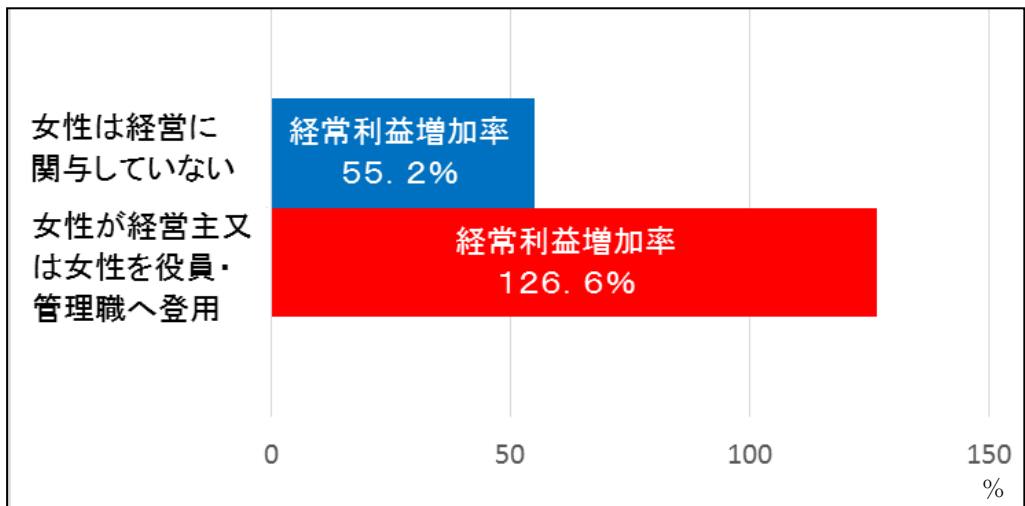


図2 女性の経営への関与別経常利益増加率（直近3年間）

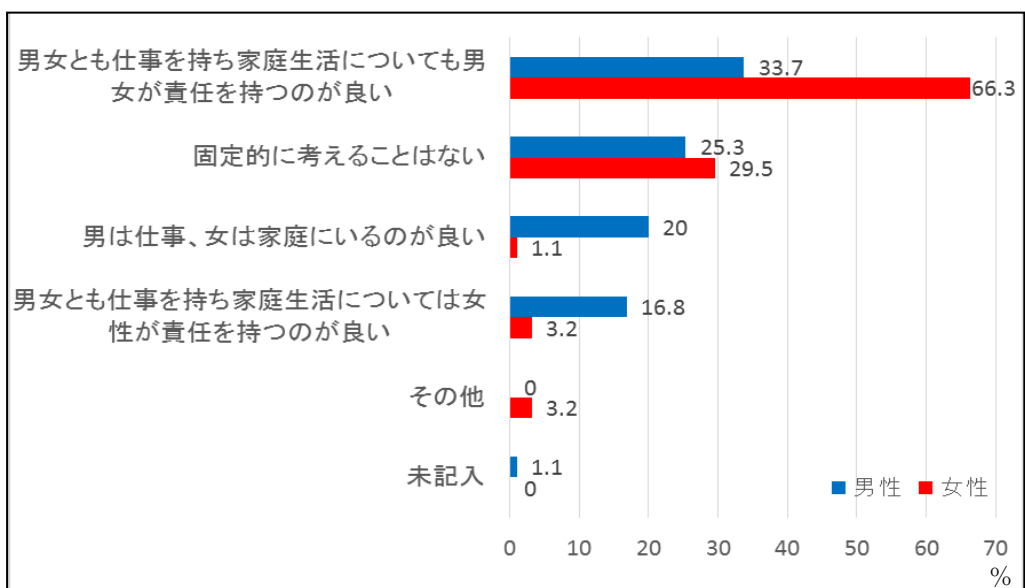


図3 男女共同参画社会を築くために必要なこと（複数回答可）

図1、図3はとちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン検証に係るアンケート（H27実施）調査結果
 図2は株式会社日本政策金融公庫「平成28年上半期農業景況調査」結果

【指標項目】

指標項目	平成 29 年度 実 績	平成 34 年度 目 標	備考
家族経営協定の締結数	1 2 9 戸	1 3 5 戸	
女性農業士	6 人	8 人	

基本目標 2

男女が共に輝く農村社会の形成

農業と生活の両面において互いに認め合い、協力し合い、尊重し合って農業・農村に係る計画作りや方針決定の場に男女が共に参画し、農業・農村のあらゆる分野で皆が生き活きと活躍できる農村社会の形成と環境整備を推進します。

【現状と課題】

女性農業者は「仕事と家庭で労働時間が長い」ことへの不満や、「地域及び家庭における言動に遠慮する」（図4）傾向が高く、男性農業者は「地域などにおいて役職が多い（個人の用事以外の外出の機会が多い）」「農作業の労働時間が長い」（図5）ことへの不満が高い状況です。

農村女性のリーダー育成や方針決定過程への女性登用は、第2期プラン策定時点から上昇はしていますが、目標を達成するにはいたっていません。そのため、男女が双方の意見を反映して意思決定することで、誰もが暮らしやすく誇りを持てる農村社会の形成をさらに進めていくことが必要です。

【推進方策と主な取り組み】

○ 農村女性のエンパワーメント促進

- ・ 農業集落の維持・保全・管理や集落営農の運営において、男女双方の意見が反映されるよう、役員などへの女性登用を進めます。
- ・ 農村女性が積極的に発言し、行動できるよう、研修会や講習会を通じた社会参画促進活動を展開します。

○ 男女が共に農業経営に能力を発揮できる環境づくり

- ・ 地産地消や食育などの活動をとおして、食と農に関する理解が図られるよう支援します。
- ・ 共同参画による経営において、農業経営に従事する者が共通の目標を持ち、共に責任を持って経営発展を目指せるよう、技術や経営等に係る研修会などに男女を問わず参加しやすい環境づくりを進めます

【指標項目】

指標項目	平成 29 年度 実 績	平成 34 年度 目 標	備考
農業協同組合の方針決定の場への参画			
正組合員数	3, 368人	-	
うち女性	566人	-	
女性の割合	16.8%	30%	
農業分野における審議会等委員の女性の占める割合	21.7%	35%	
農業・農村男女共同参画事業講演会の参加者のうち男性の割合	59.6%	50%	実績値は 平成28年度

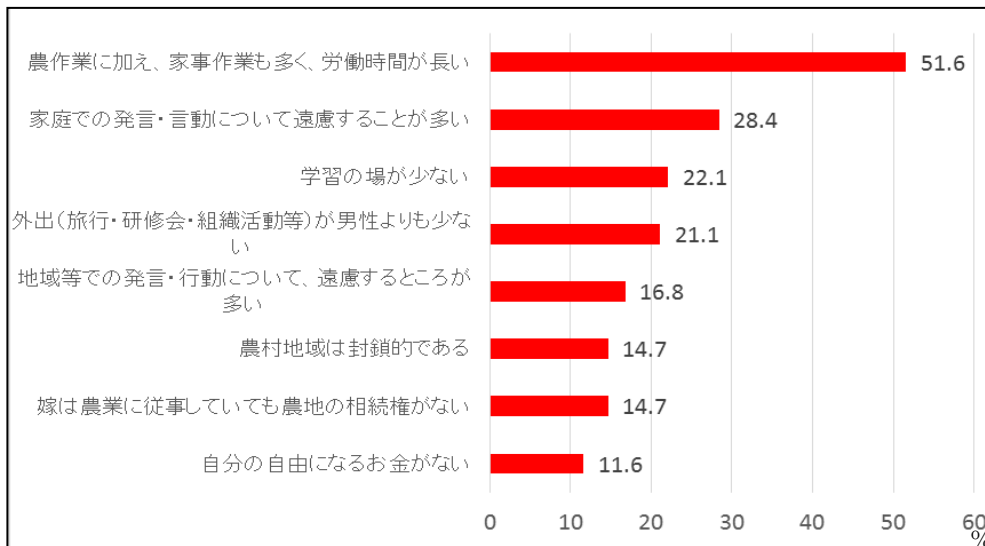


図4 女性農業者が家庭や地域において不満に思うこと（回答者：女性 複数回答）

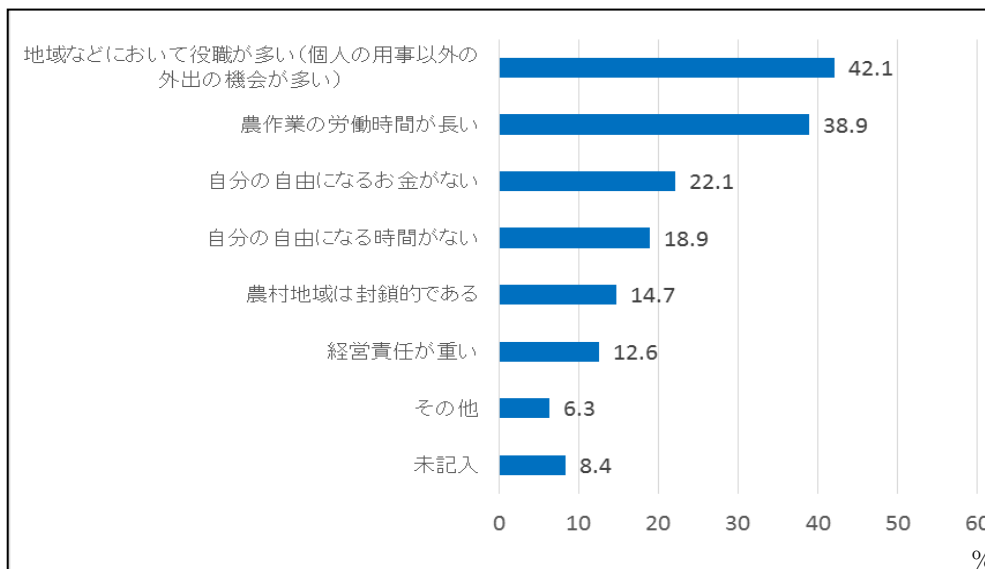


図5 男性農業者が家庭や地域において不満に思うこと（回答者：男性 複数回答）

図4、図5はとちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン検証に係るアンケート（H27実施）調査結果

基本目標 3 農業・農村における女性の活躍推進

豊かで活力ある地域社会づくりのために、地産地消や食育といった女性の得意分野において地域農業に参画していけるような環境を整備することが重要です。農産物の加工等による起業をする際の支援等を行い、6次産業化の推進と女性起業者の育成を図ります。

また、女性の積極的な経営参画と新たなチャレンジを支援するとともに、農業・農村で輝く女性の姿を情報発信し、農業・農村への関心と理解を高めます。

【現状と課題】

女性農業者数は大きく増えていないのが現状です。そのため、環境を整え、活動を支援していくことが重要です。また、地域の特性を活かした栽培品目の拡大や地産地消の推進などにおいても、地域農業の持続的発展のために女性の参画を推進することが必要です。

また、起業活動に係わるネットワークの形成を支援し、女性起業者の育成を推進します。

さらに、自らの意思で農業経営に参画し、能力を発揮する女性を増やすために、農業・農村のあらゆる場面で活躍する女性の姿を発信する事が必要です。

【推進方策と主な取り組み】

○ 輝く女性農業者の確保

- ・ 農業経営に積極的に従事する女性に対し、認定農業者取得や目標達成に向けた支援を行います。
- ・ 農業・農村で輝く女性の姿を発信し、農業・農村への関心と理解を高め、自らの意思でチャレンジする女性の増加を図ります。

○ 活躍する女性農業者の育成

- ・ 農業経営の安定化のため女性が起業に取り組み、起業活動をする上での情報の提供、また経営の継続性や信用性の向上のための法人化などを支援します。
- ・ 起業活動に関する情報の収集・発信や、活動が広がるよう異業種を含めたネットワークづくりを支援します。

【指標項目】

指標項目	平成 29 年度 実 績	平成 34 年度 目 標	備考
女性起業数			
グループ起業数	4 グループ	8 グループ	
個人起業数	34 人	40 人	
女性の認定農業者数	12 人	15 人	

第5章 プランの推進と進行管理

1. プランの推進と進行管理

このプランについては、各主体の役割分担を踏まえ連携・共同を図りながら、総合的・計画的に推進していきます。

また、日光市農業農村男女共同参画推進委員会においてプランの進捗状況を把握するとともに、日光市においてプランの点検・評価を行っていきます。

関係資料

農業・農村男女共同参画推進に関する法令等

○男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号（抜すい）

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

○男女共同参画基本計画（第4次）

平成27年12月25日閣議決定（要約）

第2部 施策の基本的方向と具体的な取組

第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

<基本的な考え方>

農山漁村においては、基幹的農業従事者の約4割を女性が占めており、また、6次産業化の進展に伴い、女性の役割の重要性がますます高まっているが、農林水産業経営における女性の参画状況はいまだ十分ではない。農業委員会の委員、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の役員等への女性登用の一層の拡大を始めとした農山漁村における女性の政策・方針決定過程への参画拡大を促進する。また、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定の普及や有効な活用を含め、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上のために必要な取組を推進する。

農山漁村におけるワークライフ・バランスや、固定的な性別役割分担意識とこうした意識に基づく行動の変革に向けた取組を推進する。

<施策項目>

1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
2. 女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上
3. 女性が働きやすい環境の整備
4. 意識と行動の変革

○食料・農業・農村基本法

平成11年7月16日法律第106号（抜すい）

第三節 農業の持続的な発展に関する施策

（女性の参画の促進）

第二十六条 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする

○食料・農業・農村基本計画

平成27年3月31日閣議決定（抜すい）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(2) 女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備

女性農業者は農業就業者の4割を占め、女性が参画している農業経営体ほど販売金額が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が強いなど、地域農業の振興や農業経営の発展、6次産業化の展開に重要な役割を担っている。他方、農村社会ではいまだ指導的地位や経営主の多数を男性が占めるような状況にあることから、女性同士のネットワークの強化等の地道な取組を通じて男女ともに意識改革を図りながら、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めることが必要である。

このため、地域農業に関する方針等に女性農業者等の声を反映させるため、人・農地プラン（地域農業の発展を図る観点から地域における話合いにより作成する、地域農業を担う経営体や農地利用の在り方等を示した計画）を検討する場への女性農業者の参画を義務付けるとともに、女性農業者の農業委員及び農業協同組合の役員等への登用を推進する。

経営体向けの補助事業について女性農業者等による積極的な活用を図るための取組を推進する。

地域農業における次世代のリーダーとなり得る女性農業者の育成や、農業で新たなチャレンジを行う女性の経営の発展を促進するための取組を推進する。

女性農業者の知恵と民間企業の技術、ノウハウ、アイデアなどを結び付け、新たな商品やサービス開発等を行う「農業女子プロジェクト」の活動を拡大する。

○日光市男女共同参画推進条例

平成21年3月12日 条例第5号（抜すい）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（農林水産業及び家族経営的な商工業等の分野における措置）

第11条 市は、農林水産業及び家族経営的な商工業等の分野において、男女が個人として能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営における対等な構成員として仕事と生活の責任を担い合うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。